

# 第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 21 日  
第 4 日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和7年 第1回世羅町議会定例会 (第4号)

令和7年3月21日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |      |          |   |
|------|----------|---|
| 第 1  | 発委第 1 号  | 世羅町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例                          |
| 第 2  | 議案第 39 号 | 令和7年度世羅町一般会計予算  |
| 第 3  | 議案第 40 号 | 令和7年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算                                |
| 第 4  | 議案第 41 号 | 令和7年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算                               |
| 第 5  | 議案第 42 号 | 令和7年度世羅町介護保険事業特別会計予算                                  |
| 第 6  | 議案第 43 号 | 令和7年度世羅町介護サービス事業特別会計予算                                |
| 第 7  | 議案第 44 号 | 令和7年度世羅町公共下水道事業会計予算                                   |
| 第 8  | 陳情第 1 号  | 核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める陳情書             |
| 第 9  | 陳情第 2 号  | 物価高騰の深刻な影響を受ける学校給食への公的援助を急ぎ、子どもたちの食と学びが守られることをもとめる要望書 |
| 第 10 | 請願第 3 号  | 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書                                  |
| 第 11 | 陳情第 4 号  | 国に対し「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情書          |
| 第 12 | 陳情第 5 号  | 電気設備工事の分離発注を求める陳情書                                    |
| 第 13 | 陳情第 6 号  | せらにし地域の医療体制整備に関する要望書                                  |
| 第 14 | 陳情第 7 号  | せらにし地域の医療体制整備に関する要望書                                  |
| 第 15 |          | 総務文教常任委員会報告   |
| 第 16 |          | 産業建設常任委員会報告   |
| 第 17 |          | 議会広報広聴常任委員会報告   |
| 第 18 |          | 議会改革調査特別委員会調査中間報告                                     |



2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	亀田知宏	2番	佐倉悠希
3番	矢山靖	4番	宗重博之
5番	佐々木浩康	6番	福永貴弘
7番	向谷伸二	8番	上本剛
9番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	山崎誠	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	升行真路
税務課長	藤井博美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	山名智並	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	小林英美	産業振興課長	垣内賢司
商工観光課長	山口徹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	市尻孝志	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	迫林威宏
囑託書記	貞光有子		

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 発委第1号 世羅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を  
改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

発委第1号

世羅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに及び世羅町議会会  
議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

提出者 議会改革調査特別委員会  
委員長 田原 賢司

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が  
改正され、本条例で引用する条文に改正が必要となること及び刑法等の一部を  
改正する法律の施行により懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設  
されることに伴い、所要の改正を行うため、世羅町議会の個人情報の保護に関す  
る条例の一部改正について、議会の議決を求めます。

なお条例改正文については3月12日の委員会で確認していただいているとこ

ろでございますので、省略させていただきます。

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、世羅町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 については、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 2 議案第 39 号 令和 7 年度世羅町一般会計予算から日程第 7 議案第 44 号 令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計予算までの「6 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました「議案 6 件」については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（田原賢司） 令和 7 年 3 月 21 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

予算審査特別委員会

委員長 田原 賢司

#### 予算審査特別委員会審査報告

令和 7 年 3 月 3 日の本会議において本委員会に付託された、議案第 39 号から議案第 44 号までの 6 件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開 会 日 令和7年3月3日（月）午後4時開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 田原賢司、上本 剛、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、  
宗重博之、佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、松尾陽子、  
藤井照憲、（高橋議長）

4 審査事案

（1）委員会条例第8条による正副委員長の互選を行いました。

互選結果は、委員長 田原賢司委員、副委員長 上本 剛委員であります。

（2）予算審査に関する資料要求項目の確認を行いました。

要求項目は22項目でございます。

【開会中の審査】

- 1 開 会 日 令和7年3月14日（金）、17日（月）
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 田原賢司、上本 剛、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、  
宗重博之、佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、松尾陽子  
藤井照憲、（高橋議長）
- 4 説 明 員 町長、副町長、会計課長、総務課長、財政課長、企画課長、税  
務課長、町民課長、子育て支援課長、健康保険課長、福祉課  
長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長、  
せらにし支所長  
教育長、学校教育課長、社会教育課長

5 審査事案

（1）議案第39号 令和7年度世羅町一般会計予算

（2）議案第40号 令和7年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算

（3）議案第41号 令和7年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算

- (4) 議案第 42 号 令和 7 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
- (5) 議案第 43 号 令和 7 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
- (6) 議案第 44 号 令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計予算

## 6 審査概要

本委員会に付託された議案第 39 号から議案第 44 号までの 6 件の議案に関し、質疑を中心として、3 月 14 日及び 17 日の 2 日間開会し、令和 7 年度 6 会計の予算案の審査を行いました。

### (1) 令和 7 年 3 月 14 日（金）午前 9 時開議

新年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされるかを審査視点に置き、提出された令和 7 年度施政方針及び予算概要から質疑を行いました。その後、各会計の予算案及び予算説明書並びに予算審議資料に基づいて質疑を行った。

はじめに、一般会計歳入全般、つぎに一般会計歳出の議会費、総務費、民生費まで、続いて衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

### (2) 令和 7 年 3 月 17 日（月）午前 9 時開議

3 月 14 日に引き続き一般会計歳出の衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

次に国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計まで、続いて公共下水道事業会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行った。

### (3) 審査で出された意見等

施政方針では、長期総合計画の 5 つの基本目標である「健幸づくり」、「ものづくり」、「人づくり」、「安全安心づくり」及び「地域づくり」の各事業の取組内容や考え方等に関する質疑が行われました。

次に、各会計に関して事業内容や目的、事業で見込まれる効果等により、住民福祉の向上、町の発展に活かされるか等に関する質疑が行われました。その中で、進学祝金に関しては多くの質疑が出されました。町執行部からは、アンケート調査、小中の入学時にかかる費用の調査、また物価高騰の観点を踏まえ、子育て環境を整える支援策のひとつとして、一律3万円の進学祝金の支給を行いたいと答弁がありました。

総括質疑においては、財政推計と財政調整基金の方針、諸団体への補助金・交付金の見直し、公共施設整備基金の運用（活用）、サマーレビューの活用、文化芸術の振興等について執行者の考え方等に関する質疑が行われました。

総括質疑の後、2項目の附帯決議を付けることを決定しました。

その後、本委員会に付託された6会計の予算について、委員会としての採決を行いました。

## 7 審査結果

議案第39号 令和7年度世羅町一般会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第40号 令和7年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第41号 令和7年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第42号 令和7年度世羅町介護保険事業特別会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第43号 令和7年度世羅町介護サービス事業特別会計予算

可決すべきもの(賛成多数)

議案第44号 令和7年度世羅町公共下水道事業会計予算

可決すべきもの(賛成全員)

## 令和7年度予算審査附帯決議

- 1 予算の歳入を確保し、確実な事業執行に取り組まれない。
- 2 事業内容や目的を整理し、実態把握をされたうえで、補助金等の執行にあたられない。

以上で予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

これより討論に入ります。

議案第39号 令和7年度 世羅町一般会計予算 について、討論はありませんか。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長報告は「可決すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） はい。それでは、議案のうち、議案第39号令和7年度世羅町一般会計予算について反対の立場で討論を行います。

歳出については、何よりも、町民生活の困難さに心を寄せ、その向上のために最大限予算措置を行う姿勢が強く求められています。

その点で、子育て事業においては、子育て家庭転入助成金や妊産婦通院助成事業、保育料無償化事業など、利用者負担額の無償化や新規事業の助成など、前向きな施策は評価する一方、令和7年度から学校給食費改定においては、1食当たり40円の値上げ、執行部から各家庭で支出していたものを、給食費に付替えとなるとの説明ですが、米どころ世羅と言えるのかと保護者などから声が上がっています。

また、町の基幹産業である農林業や商工においても、これといった目玉施策は見当たらず、プランニングし、米や観光など、世羅の素晴らしさを世界に発信し、盛上げる費用への補助や拡充などは、実態に照らしてなお不十分な水準と言わざるを得ません。

昨今、他の市町でも、財政調整基金が減り、危機感が強くなってきている状況です。経費の節約は当然で、その中での事業の優先順位付け、そして、義務的経費を含め、既存歳出の見直し、査定などを行い、効率良い運営が重要です。いかに、自主財源を伸ばすか、投資するところはしっかりする、すぐにきれいな花は

咲きません。すぐに美味しい野菜や米などはできません。まずは元気な土作りが必要です。そして、草やひえを取り、手をかけなければなりません。肥料も必要でしょう。企業や学校誘致、観光など、世羅の良さを今以上、積極的にアピールしなければ、人口減少は止まりません。素晴らしい世羅に移住定住していただく。効果的な移住定住の推進施策など、丁寧さが足りないこの予算案のメニューで解決の糸口となるのでしょうか。町の存続に影響が出ます。

誰だって年は取りたくないです。いつまでも元気で暮らしたいです。しかし、それに逆らうことはできません。車の運転もできなくなります。マイナンバーカードによる交通利用券の電子化導入で、多額の予算計上、ランニングコストで年100万円、これで高齢者や障害者が利用しやすい交通手段の拡充が本当に図れるのでしょうか。

限られた財源を効果的に使わなければなりません、住民本位の公正な町政でなくてはなりません。

子育て、仕事、老後に希望が持てる世羅町政を求め、反対の討論といたします。

○議長（高橋公時） 次に賛成討論の発言を許します。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 議案第39号 令和7年度一般会計予算に対し、賛成の討論をします。

政府の2025年度予算案では、子育て、教育支援の拡充に加えて、災害や犯罪対策など暮らしの安全を守る施策が重点のテーマになっております、

広島県に於いても、特に、若者の県外への流出に焦点を当てた、人口減少対策への意気込みを示す予算編成となっております。

我が町は、奥田町長の4期目初の予算編成であります。2.7%減少の120億8000万円の予算となっております。

一般的に、基礎自治体の支出で多いのは、児童福祉や障害者福祉などの福祉部門と幼児教育や小中学校における義務教育に関わる支出が考えられます。

町の主な施策としては、子育て支援では、役場窓口の予約などをオンラインでできるシステム構築や医療相談アプリの導入など新規事業に1160万円余を、拡充及び継続事業には8800万円余が計上されております。「子育ては世羅町で」

をアピールする積極的な予算になっておるものと考えます。また、高齢者の外出支援事業を電子化し、利便性の向上を図る事業に 330 万円余が計上されております。

義務教育関係では、学校給食センター運営事業に 1 億 3530 万円を、学校給食費保護者負担軽減支援事業に 500 万円余が計上されております。

この他、基幹産業の農業への新規事業では、飼料価格の高騰を受けている畜産農家に対して 2200 万円を、また鳥獣被害防止対策に 4370 万円余を充てるなど、持続可能な農業の推進に努められております。観光面では、花や果樹観光にインバウンドを誘致する事業に 480 万円が盛込まれております。

一方、収入のほうはどうでしょうか。町民税の 80% 余りは、個人住民税と固定資産税であり、個人から徴収した税金を、個人を中心とする福祉の増進に使うのが大切だと思います。取分け、町の将来を見た時、子育てに係る支援は、少子化が進む時代に一番マッチしているのではないのでしょうか。地方交付税は対前年比で 2 億 2000 万円近く増額配分が見込まれています。ややマイナスな点では、財政調整基金からの繰入が 4 億 4000 万円が必要となったことが上げられると思います。

限られた財源を有効に使うことは言うまでもなく、持続可能なまちづくりへの投資が肝要に思います。

一般会計予算にあっては、厳しい財政事情に鑑み、選択と集中に努められると共に、特に申し上げたいのは、負担金や補助金のサマーレビュー、及び引続き観光施設の適正な運営と長期的な展望を合わせた検討をされ、施設の維持管理又は有効活用を図っていただきたいと思います。

また、職員のワークライフバランス及び時間外勤務の縮減並びに子育てがしやすい職場づくりなど、働きやすい職場環境づくりに努め、業務のデジタル化への対応など、一層の改善が必要に思います。

デジタル化の推進と共に財政運営の健全化は元より、議会を始め、町民の皆様の理解と協力を得ながら、町民の Well-being にご尽力されることを要望し、賛成の討論と致します。

○議長（高橋公時） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 39 号 令和 7 年度 世羅町一般会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 39 号 令和 7 年度 世羅町一般会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 40 号 令和 7 年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計予算 について、討論はありませんか。

○ 3 番(矢山 靖) はい。

○議長(高橋公時) 委員長報告は「可決すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。3 番 矢山 靖議員。

○ 3 番(矢山 靖) それでは、特別会計について討論をさせていただきます。議案第 40 号 国民健康保険事業特別会計予算、議案第 41 号 後期高齢者医療制度特別会計予算、議案第 42 号 介護保険事業特別会計予算、議案第 43 号 介護サービス事業特別会計予算に、反対の立場から討論します。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、毎年のように値上げされ、高過ぎる保険料が物価高騰している近年、加入している住民皆様の暮らしに大きな影響を及ぼしています。広島県でも、保険料率を公表しているように、前年度より大幅に値上げとされています。

そもそもこの事業は、制度における構造的な問題があります。保険料水準の高さは異常で、これ以上の保険料負担を抑制する必要があります。また、後期高齢者医療制度特別会計においては、物価高騰の中、年金だけでは暮らせず、働かざるを得ない高齢者が大勢います。

保険料窓口負担とともに、負担が増え続け、深刻な受診抑制が懸念されていま

す。高齢になったら、お金の心配なく、安心して医療にかかれる制度にしなければなりません。国や県に対し、抜本的な財政支援を求めるとともに、町においては、高齢者の健康維持のための更なる施策の充実を求めます。

次に、介護保険事業と介護サービス事業特別会計ですが、高齢者の介護を社会で見ることに2000年からなりましたが、この間どんどん改悪され、介護サービスが必要なのに、必要なサービスが受けられない、控えざるを得ない状況となっています。

要支援1、2の人は、保険制度から外されて、自治体の総合事業へ。また、特別養護老人ホーム入所は、要介護3以上の人しか入所できなくなり、介護サービス利用料は、1割から2割、3割負担へと重くなりました。高齢者は増え、介護を必要とする人は増えているのに、介護で働く若い人は激減し、高齢者が高齢者を支えているという絶望的とも言える深刻な事態となっております。

更に国が訪問介護基本方針を2から3%引き下げたことで、全国で介護訪問事業の休廃止が、民間調査会社の調査で、倒産件数が過去最多を記録しており、世羅町においても、他人ごとではありません。

予算委員会の説明で、利用者さんが減ったとか、移ったとかの理由で、減額計上になっているとありましたが、利用者が大幅に変われば別ですが、少しぐらい変わっただけでは、事業者やその職員さんの負担は変わりません。サービス等のしわ寄せが、利用者さんにかかっています。今後、介護サービスの需要が増える一方、介護の担い手不足が生じると、国が予測しています。

介護が必要になったときに安心して必要な介護が受けられる制度とするためには、当然、国庫補助など抜本的な増額は必要ですが、町としてもしっかり事業を支えていくことが重要と考えます。

以上のような問題点を含む理由から、反対の討論といたします。

○議長（高橋公時） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 40 号 令和 7 年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 40 号 令和 7 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 41 号 令和 7 年度 世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 41 号 令和 7 年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 41 号 令和 7 年度 世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 42 号 令和 7 年度 世羅町介護保険事業 特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 42 号 令和 7 年度 世羅町介護保険事業 特別会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 42 号 令和 7 年度 世羅町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 43 号 令和 7 年度 世羅町介護サービス事業特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 43 号 令和 7 年度 世羅町介護サービス事業特別会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 43 号 令和 7 年度 世羅町介護サービス事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 44 号 令和 7 年度 世羅町公共下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 44 号 令和 7 年度 世羅町公共下水道事業会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 44 号 令和 7 年度 世羅町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

この際、日程第 8 陳情第 1 号 「核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める陳情書」から日程第 14 陳情第 7 号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」までの 7 件を「一括議題」とします。

日程第 8 から日程第 14 までの 7 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第 1 号、陳情第 2 号、陳情第 4 号、陳情第 6 号及び陳情第 7 号について、報告を求めます。

陳情第 1 号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和 7 年 3 月 21 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

#### 総務文教常任委員会審査報告

3 月 3 日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 7 年 3 月 10 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、  
高橋公時
- 4 審査事項と結果

(1) 陳情第 1 号 核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

原水爆禁止広島県協議会

代表理事 高橋信雄

広島県原爆被害者団体協議会 理事長 佐久間邦彦

陳情の趣旨 日本政府は3月に開催される核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加すること。核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請することの3点を国に対して要求する意見書提出を求めるといふ陳情書。

委員の議論 委員からは、「国が参加しないという意見を表明しており、必要がない」「第3回締約国会議は既に終了しており、このタイミングで採択の議論をするべきなのか疑問に思う」との意見が出されました。

審査の結果 賛成無しにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第2号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（2）陳情第2号 物価高騰の深刻な影響を受ける学校給食への公的援助を急ぎ、子どもたちの食と学びが守られることをもとめる要望書

陳情提出者 広島市東区光町

新日本婦人の会広島県本部

会長 村上 厚子

陳情の趣旨 物価高騰の影響で給食内容の質が低下したり、給食費の保

護者負担が増えることのないよう公費の補助を増やすこと。国際情勢によって食の供給や安全がおびやかされないよう、給食に地場産、国産の食材をしようすること。そして、食材購入費の上昇分が納入業者に転嫁されないように、上昇分を公費負担することを求める要望。

委員の議論 委員からは、「基本的には賛成であるが、国費によって食費の軽減で一定の対応をされていると思う」「物価高騰で給食費増大とあるが、世羅町では給食センター整備の中で見直しもしており、一定程度町負担して給食費は抑えられている。他の市町で聞くと、地場産・国産の完全無農薬の食材を使うことは、負担軽減を考えると難しいと聞いているので厳しい」との意見が出されました

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第4号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（3）陳情第4号 国に対し「再審法の改正を求める意見書」の採択を求める  
陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

日本国民救援会広島県本部 会長 本藤 修 外18名

陳情の趣旨 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示の法整備をすること。再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）がいたずらに行われぬよう制限を加えること。そして、再審における手続き規定を整備することの3点について

て国に対する意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「死刑制度に問題があると考えるので賛成である」「再審開始決定に対する検査の不服申立て（上訴）がいたずらに行われぬよう制限を加えることとあるが、具体的な明記がなく賛成できない」「もっと国のほうで、開かれた形で議論されたうえで判断したい。熟知したうえで判断すべきと考える」との意見が出されました。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第6号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（4）陳情第6号 せらにし地域の医療体制整備に関する要望書

陳情提出者 世羅郡世羅町山中福田

山福田地区振興協議会 会長 市尻 昌彦

陳情の趣旨 令和6年9月に世羅西地域の医療を長年支えられてきた  
医院が閉院となり、高齢者が多く住む世羅西地域の医療体制の早急な整備を町に求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「要望にあるとおり、一日でも早い世羅西地域での医療体制の整備が必要であり、賛成である」との意見が出されました。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第7号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（5）陳情第7号 せらにし地域の医療体制整備に関する要望書

陳情提出者 津名地区振興協議会 会長 仲行 洋

副会長 目代 達也

副会長 浅村 美恵 外707名

陳情の趣旨 令和6年9月に世羅西地域の医療を長年支えられてきた  
医院が閉院となり、高齢者が多く住む世羅西地域の医療体  
制を維持していくよう町に求めるという要望。

委員の議論 陳情第6号と同様の要望内容であることから議論は省略し  
ました。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋公時） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 以上、総務文教常任委員会に付託された陳  
情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） これより討論を行います。

陳情第1号 「核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導  
的役割を果たすことを求める陳情書」の討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第1号 「核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導

的役割を果たすことを求める陳情書」に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第1号 「核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める陳情書」は 不採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第2号 「物価高騰の深刻な影響を受ける学校給食への公的援助を急ぎ、子どもたちの食と学びが守られることをもとめる要望書」 の討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第2号 「物価高騰の深刻な影響を受ける学校給食への公的援助を急ぎ、子どもたちの食と学びが守られることをもとめる要望書」に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第2号 「物価高騰の深刻な影響を受ける学校給食への公的援助を急ぎ、子どもたちの食と学びが守られることをもとめる要望書」は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第4号 「国に対し「再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求め

る意見書」の採択、提出を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第4号 「国に対し「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情書」に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第4号 「国に対し「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情書」は、不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第6号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」の討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第6号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第6号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第7号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」の討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第7号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第6号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、請願第3号及び陳情第5号 について報告を求めます。

最初に請願第3号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

- 産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。
- 議長（高橋公時） 産業建設常任委員長。
- 産業建設常任委員長（上本 剛） 令和7年3月21日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会  
委員長 上本 剛

#### 産業建設常任委員会審査報告

3月3日の本会議において本委員会に付託された請願・陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和7年3月11日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、  
藤井照憲、(高橋議長)

#### 4 審査事項と結果

(1) 請願第3号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書

請願提出者 世羅郡世羅町安田

上安田振興区 区長 丸次日出夫 外22名

紹介議員 矢山 靖議員

請願の趣旨 町道宝谷線及びその支線の町道福常線の未改良部分と町道伴造沖1号線これらの路線は上安田地区民の生活道として利用頻度が高く、観光シーズンには一般車両の通行が増える状況にある。これらの路線は道路幅員が狭隘で見通しが悪く、有事における緊急車両の通行や交通事故が危惧されることから早期改良を求めるもの。

委員の議論 委員からは、「3路線すべてを改良すると莫大な費用がかかるため現実的ではない」などの意見が出されました。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

○議長(高橋公時) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第5号について、報告を求めます。

○産業建設常任委員長(上本 剛) 議長。

○議長(高橋公時) 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(上本 剛)

(2) 陳情第5号 電気設備工事の分離発注を求める陳情書

陳情提出者 広島市中区舟入幸町

一般社団法人 広島電業協会 会長 迫谷 章

陳情の趣旨 公共事業における建築設備工事の分離発注制度は国土交通省において従来から中小設備業者の受注が可能となるよう分離、分割発注を推進されるよう地方公共団体へ通達が

出されている。技術の向上、優良な地元業者の育成と企業経営の健全な発展にとっても不可欠で大きな支えであり、電気設備工事の分離発注を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「分離発注のほうが多くの特長があると考えられる」などの意見が出されました。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 委員の議論の中で、委員からは分離発注のほうが多くの特長があるという意見があったということなんですけど、具体的にその特長というのは、どのようなことなんでしょうか。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 分離発注のほうがですね、費用が安くなったりとか、あとは企業の子会社さんなり、町の企業が使えるというように特長がたくさんあるという意見が出されました。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終決いたします。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 以上、産業建設常任委員会に付託された請願・陳情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

請願第3号 「上安田地区 町道の早期改良に関する請願書」の討論は、ありませんか。

○3番（矢山 靖） はい。

○議長（高橋公時） 委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず賛成討論の発言を許します。3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） それでは上安田地区、町道の早期改良に関する陳情書についての賛成の討論をいたします。

委員会調査の際にも述べさせていただきましたが、町道宝谷線においては、車の離合が元々厳しく、花観光の時期にちょうど田植えや稲刈り時期と重なると大変なことになります。緊急時においても、進入しにくい箇所もあり、以前に車が道から落ちたこともあります。議員の皆様におかれましては、住民の気持ちを受け取っていただき、賛同のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（高橋公時） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なしの声」あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第3号 「上安田地区 町道の早期改良に関する請願書」に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数であります。

したがって、請願第3号 「上安田地区 町道の早期改良に関する請願書」は 不採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第5号 「電気設備工事の分離発注を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第5号 「電気設備工事の分離発注を求める陳情書」に対する委員

長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、陳情第5号 「電気設備工事の分離発注を求める陳情書」は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第15 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和7年3月21日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

#### 総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和7年3月10日（月） 午前9時開会
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、高橋公時
- 4 説明員 町長、副町長、財政課長、企画課長、子育て支援課長、教育長、学校教育課長、社会教育課長
- 5 調査項目及び内容
  - (1) こども誰でも通園制度について
    - ア 令和8（2026）年度本格始動へ向けた体制整備状況

こども誰でも通園制度は、令和 8 年度から全国の自治体で実施することになった国の事業で、0 歳 6 か月から 3 歳未満の子どもを対象とする。入園・入所や一時預かりとは違い、保護者の出産や病気など理由を問わず、時間単位で月に 10 時間程度利用できる予定である。

家族以外の人や同年齢の子どもと関わることで、社会情緒的発達を支えること。また、専門的な知識や技術を持つ保育士と関わることで、子どもの成長や発達状況を客観的に捉えることができ、孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減につながることを期待される。

全国統一で運用できるよう、こども誰でも通園制度総合支援システムの構築が進められている。このシステムにより他の市町の施設も利用できるようになる。

利用を希望する保護者は、町に認定申請し認定を受けたのち、施設に利用申し込みを行い利用する。安全かつ安心して利用できるよう施設と保護者・子どもが事前面談を行う。

世羅町では、町立保育所での実施を予定している。また、町内の保育施設全体での実施に向け、私立認定こども園へも事業実施の検討を依頼する。

令和 7 年度において、国の基準や留意事項通知に基づき条例等を制定する。また実施に向け受け入れ時間や 1 回に受ける人数、職員配置など受け入れ体制の検討を行うなど手続きを進める。

委員からは、「需要があるのは、周辺部でなく連坦地域なのではないか。」「私立認定こども園に検討を依頼するのであれば、条件整備が必要ではないか、人員確保の財源も町がしっかり準備する必要があるのではないか。」との意見が出された。

## (2) 令和 6 年度入札発注工事(250 万円以上)の契約及び進捗状況について

入札発注工事一覧表により、財政課 1 件、企画課 1 件、学校教育課 1 件の調査を行った。

## (3) 学校制服の取扱いについて

ア 令和 7 年度学校別の価格一覧表、支払方法及び発注先選定方法

小学校 4 校の制服価格は、甲山小学校（男子 1 万 5630 円女子 1 万 7560 円）・せらひ がし小学校（男子 1 万 7230 円女子 1 万 9240 円）・世羅小学校（男子 2 万 1330 円女子 2 万 2380 円）・せらにし小学校（男子 1 万 2380 円女子 1 万 4200 円）。

中学校 3 校の制服価格は、甲山中学校（男子 3 万 2300 円女子 3 万 3200 円）・世羅中学校（男子 3 万 7240 円女子 3 万 9670 円）・世羅西中学校（男子 4 万 2750 円女子 4 万 2300 円）。

支払方法は、これまでどおり現金払いで、領収書を発行。

発注先の選定は、各学校で、これまでの業者に継続して発注。

#### イ 制服のルール

代替の制服は、事情に応じて代替を可とする学校が 3 校、ポロシャツやカッターシャツの代替を可とする学校が 2 校、相談に応じるとする学校が 2 校であった。

委員からは、「小学校の単価が学校によって大きな差がある。」「支払い方法は、現金払いのみでなく振込もあるべきだと思う。他の市町の事例を調査してほしい。」との意見が出された。

### （４）中学校の海外研修について

#### ア 研修の行程、内容及び参加者負担の考え方

8 月 15 日（金）～8 月 21 日（木）の一週間ハワイ（オアフ島）でホームステイを中心にホノルル広島県人会との交流や姉妹校である二ウ・バレー・ミドルスクール訪問、ハワイ大学の学生との交流プログラムなどを予定している。

参加者負担は、令和 6 年度までは総経費の 2 分の 1 程度。令和 7 年度は、これに負担上限額を設け 20 万円とする。これは、参加者負担額の実績と、町費負担とのバランスを考慮し設定した。一人当たり 67 万 7 千円で、町費から 47 万 7 千円の支出となる。

参加人数は、教育委員会から教育長と引率の教職員とで 2 名、生徒 6 名を予定している。

委員からは、「自己負担が 30 万円を超えると応募しにくいので、20 万円としていただいたのはありがたい。」「研修課題や目標を立てることで、次につながる。」との意見が出された。

#### (5) GIGA スクール・タブレットの更新について

##### ア 更新後の古いタブレット端末の処理方法

更新後の古い端末の処理方法は、まだ決定していないが、再使用と廃棄となる予定。再使用は、まだ継続使用が可能なものを予備機として使用する。廃棄は、環境省、通産省が認めている認定業者に委託し処理する。

タブレットの更新は、令和 8 年度で調達し、令和 9 年度からの使用となる予定。現在使用しているのは、1108 台、更新は 1064 台となる。

委員からは、「廃棄にあたっては、個人情報がかちんと処理されるかどうか最最重要だと思うので、個人情報が漏洩することがないように確実な処理を。」との意見が出された。

#### (6) 各自治センターの状況について

職員数及び管轄地区の人口、貸出対象施設と利用件数・人数について説明を受けた。その後、管理する対象施設の今後の方針の説明を受けた。

指定管理施設については、第 4 期指定管理期間中に全庁及び住民自治組織内で検討を進め、今後の方向性を定めて必要な措置を講じる予定である。

社会教育課が管理する施設については、多角的な視点から今後の方向性を定めていく。また、各施設の事務については、施設所在地の自治センター、地区個人の方に協力をお願いしていくとのことである。

委員からは、「会計業務、貸館業務、支払方法まで、現状において住民に負担をかけている。DX で効率化を図る必要があるのではないか。」「人件費、配置スタッフについては、業務量に見合った手当が必要ではないか」などの意見が出された。

#### (7) IRU 契約の状況について

##### ア (株)MCAT の決算状況

第 41 期における世羅町分の当期純利益は、7200 万 898 円で、この純利益から 500 万円を差し引いた残額の 3 分の 2 である 4466 万 7265 円が追加賃借料として町に納付される。

テレビ等の利用料は、コースの細分化と価格の改定により 88 万円余の増額。インターネット利用料は、決算期間中 119 件の加入者増により 655 万円余の増額となった。

支出については、今後物価高騰の影響で経費が増える可能性が高い。特に、国土強靱化の一環で、中国電力・N T T は積極的に電柱の建て替えを進めていることから、移設費用は、増額となる見込みである。

#### イ 契約内容の見直し検討

IRU 契約による利益の一部を利用者に還元できないかということだが、こちらからも(株)MCAT に加入している恩恵を感じられるキャンペーンをお願いしている。IRU 契約の基金を活用しての利益還元は難しいが、今後キャンペーン等をうっていただき、活用していきたい。

委員からは、「非常にいい決算である。」「IRU 契約の利用料金の見直し交渉を引き続きやっていただきたい。」「移住された方が加入料金がなくて、加入できないと言われている。移住者に対する手だてを講じてほしい。」との意見が出された。

#### 6 その他（令和 7 年度行政視察項目及び視察先等）

令和 7 年度の行政視察について前回委員から提案のあった視察内容及び候補地から福岡市での介護関係の視察並びに久留米市での子育て支援の視察を基本に 7 月又は 10 月での視察実施に向けて準備を進めてまいります。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時25分といたします。

休 憩 10時08分

再 開 10時25分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第16 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 令和7年3月21日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和7年3月11日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、  
藤井照憲（高橋議長）
- 4 説明員 町長、副町長、財政課長、町民課長、産業振興課長、  
商工観光課長、建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 請願第3号に関する現地調査（大字安田）

現地では、「請願第3号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書」の内容について現地で担当課から説明を聞き、実際に道を歩き調査をした。

## イ 道の駅世羅（大字川尻）施設の老朽化と施設の現状

「道の駅世羅」へ移動し、「施設の老朽化と施設の現状」について担当課から説明を受け、道の駅の職員と一緒に問題点の調査を行った。

### (2) 橋梁長寿命化修繕計画について

#### ア 橋梁点検・補修工事計画について・点検、調査業者の選定方法

町内 422 橋を 5 年間でひとサイクルとして平成 26 年から点検に着手し、1 巡目、2 巡目の点検が終了し、現在（6 年度）3 巡目の点検に着手している。

（発注方式、参加業者数、平均落札率等）

委員からは、橋梁点検や修繕工事が最低制限価格で落札されることに懸念が示された。特に、補修工事には高度な技術が必要であり、低価格では管理費が不足し、施工が不十分になる可能性があるのではとの質問が出た。これに対し、点検や修繕設計は基準や経験に基づいて行われ、一定の品質が確保される仕組みになっており、仕上がったものについては、担当課でチェックしているとの回答があった。

### (3) 陳情第 5 号の町の考え方について

担当課より、過去 3 年の建築一式工事の発注は年間 4～6 件で、電気工事の分離発注が可能なものはほぼなかった。分離発注には契約手続きの増加や施工調整の負担、責任の不明確さといったデメリットがあり、現状ではメリットが少ないため実施していないとの説明を受けた。

### (4) 令和 6 年度入札発注工事(250 万円以上)の契約及び進捗状況について

建設課 17 件、産業振興課 3 件、上下水道課 3 件、商工観光課 1 件について調査を行った。

### (5) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

#### ア 臭気指数及び飼育頭数の推移状況

まず担当課より、第 3 牧場の臭気問題解決には、大規模改修か閉鎖の二択しかないと判断し、事業者に決断を求める方針。町長も令和 7 年度の施政方針で解決を表明しており、担当課も最終局面と捉え、決着に向けて最善を尽くすとの力強い説明を受けた。

委員からは、飼育頭数の推移を見ても分かるように、6 月 24 日に全

頭を搬出した際は臭いがなかった。その後、頭数が増えるにつれて、臭いが強くなっている。最近では「今日は非常に臭いが強い」との電話がかかってくることもあり、その都度現場を確認している。

全頭を搬出し、豚舎を洗浄した後に新たな豚を入れても、すぐに元の状態に戻ってしまう。これは霧吹きを用いた消臭対策の効果が十分ではなかったためと考えられるという意見が出された。

担当課からは第3牧場の撤退や抜本的な改修を求める声が地元住民から上がっており、臭気の発生頻度や持続時間の増加が懸念されている。これに対し、町としても「改修」か「撤退」の二択を迫る方針であり、4月に予定されている事業者の社長交代が今後の対応の重要な時期になると考えているとの回答があった。

#### (6) 有害鳥獣対策について

ア イノシシ、シカによる農作物の被害状況

イ 被害防止対策（柵、里山林整備等）補助事業の申請利用実績  
（種別・件数・金額）

ウ イノシシ、シカの捕獲状況と捕獲報償金交付状況

エ 解体処理施設の利用状況（運用費用と処分費）及び食肉の活用状況

委員から、令和6年度におけるイノシシの銃による捕獲が減少している原因や猟師の人数推移、問題点について質問があった。これに対し、狩猟隊の定数は20名だが、実際に活動できるのは約12名であるとの回答があった。また、銃の使用には経験が必要であり、新規ハンターの育成が急務となっている、との回答があった。

#### (7) ため池整備事業の進捗状況

ア ため池の点検、改修状況及び廃止状況について

委員より、管理者不在のため池が増えており、町の対応が必要ではないかとの質問があった。これに対し、管理負担の増加により池の修繕が進みにくい状況にあるとの回答があった。また、防災重点ため池については、県が費用を全額負担して廃止できるため、町としても早期の廃止を促す必要があるとの見解が示された。

#### (8) 観光振興計画の中間年における数値目標の達成状況と課題

委員より、民間が主導する中で、行政は相乗効果を高める役割を担い、独自の支援に注力すべきではないかとの質問があった。これに対し、観光振興計画の実行が難しい状況の中、行政と事業者の連携により新たなつながりが生まれたとの回答があった。今後は民間事業者との意思疎通を強化し、体制整備を進める必要がある。

また、旅行商品の造成には専門性が求められるため、観光協会に有資格者を配置し、中核として機能させることが理想と考えている。現在は観光施策全般を行政が主導しているが、今後は専門機関に役割を委ね、適切に調整しながら進めていく方針である。

#### (9) 外国人観光客に対しての戦略について

取組状況と実績及び決算見込みと今後の支援を踏まえた取組と計画及び予算措置の説明を受けた。

委員より、町の観光は個人客が中心であり、Webを活用した戦略が重要である。旅行商品の販売には資格が必要であり、観光協会や事業者の体制整備が求められる。また、海外客の二次交通の課題もあり、レンタカーパッケージの整備が重要となる。行政はアイデア提供やサポートを強化し、事業者と連携して受け入れ体制を整える必要があるのではないかと、との質問があった。

これに対し、行政は観光振興の初動を担い、その後は事業者が旅行業登録を進め、自走できる体制を整える必要があるとの回答があった。二次交通や宿泊の課題には、新たな業態の導入や有資格者の活用が有効であり、広島空港の看板設置などで認知度を高めるとともに、Web上での情報提供を強化し、訪問促進を図る方針である。行政は先導役として支援策を充実させ、事業者の自立を後押ししていく。

#### 6 その他（令和7年度行政視察項目及び視察先等）

令和7年度の行政視察について委員各位から提案のあった視察内容及び候補地との状況について説明を受け、確認を行った。現状では、視察受入れ先が決定していないため、改めて委員の意見を踏まえて正副委員長において視察自治体を選定し、本年10月下旬での視察実施に向けて準備を進めてまいります。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第 17 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 議長。

○議長（高橋公時） 議会広報広聴常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 令和 7 年 3 月 21 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会広報広聴常任委員会  
委員長 向谷 伸二

#### 議会広報広聴常任委員会研修報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【閉会中の研修】

- 1 研修日時 令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 1 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 研修場所 全国町村議員会館内会議室（東京都千代田区一番町 25 番地）
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、  
佐々木浩康  
(田原賢司副議長)

#### 4 研修名

令和 6 年度町村議会広報クリニック

#### 5 研修の目的

議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが求められている状況に鑑み、町 村議会広報実務担当者を対象にした研修及び意見交換の場を

設け、議会広報の発展に資する。

## 6 研修内容及び結果

「議会報づくりの型 ―要素・構成・表現―」と題し、一般財団法人自治体広報広聴研究所 代表理事・広報アドバイザーの金井茂樹氏の講義を受けた。

内容は、広報広聴の目的や、広報誌づくりに関する企画・その編集方法・編集方針について、詳しく説明された。

広報広聴の目的は、協働による課題解決の実現であり、そのため広聴（地域の声を聴く・公務公民の声を聴く）と、広報（地域課題の共有・課題解決への参加）活動が必要となる。広報誌は、情報の受け手（読者）の意識・行動変容を促すことや、議会での活動や結果の説明責任などがある。行政・議会・町民の協働による課題解決に重要な役割をするコミュニケーションツールでもあると説明を受けた。

編集に関しては、読者の関心を引く・読者が本分を理解しやすくするために、見出し（注目）、リード（大まかな内容を表す）、本文、写真、図及び表など編集要素の順序・構成をしっかりとめる事が重要であると説明を受けた。また、情報表現として4つの配慮点、デザイン4原則など技術的な編集方法についてもお聞きした。

今回の研修では、1期目の広報委員が4人参加しており、2期目の委員も含め、基本を学ぶ絶好の機会となった。今回使用された説明資料（冊子）は、紙面づくりに大変参考になるものであり、今後の編集作業に活用したいと考えている。

以上、議会広報広聴常任委員会の研修報告とします。

令和7年3月21日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 向谷 伸二

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

## 【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和7年3月12日（水） 午後1時開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、  
佐々木浩康  
(高橋議長)

### 4 調査項目及び内容

#### (1) 議会報告会・意見交換会について

##### ア 令和7年度の計画

前回の委員会では3地区開催と決定としたが、その後住民の方より各自治センターで開催してほしいとの声を受け、再検討した。

協議の結果、13自治センターでの開催に変更することとした。

開催時期は5月中旬から6月中旬の土日の午前中を予定とし、各自治センターの空き状況及び議員の振り分けについては、事務局で調整を行う。

#### (2) 議会広報研修について

今年度は視察の代わりに、奈良県王寺町から広報アドバイザーを講師として招聘する広報研修を計画している。基本的には10～11月の実施予定で日程調整を行い、6月定例会において調整状況を確認する事とした。

全国町村議会議長会による全国議会広報研修会が、本年8月28日に東京で開催されるため、委員会での参加を予定している。

#### (3) 議会広報の発行に関する規程の一部改正について

議会だよりの発行月を変更したため、次のとおり規定の一部を改正した。

世羅町議会広報の発行に関する規定（平成16年世羅町議会規定第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「発行し、発行月は定例会開催月の翌月とする」を「発行する」に改める。附則としては、この規定は、公布の日から施行する。

このことについて、委員会で承認した。

なお、この件については令和7年3月21日付で改正することを確認した。

#### (4) 議会だよりについて

議会だよりの制作にあたり今後の方向性を明確にして共有するため、編集方針の協議を行い、次の4項目を編集方針として決定した。

- ア 若い人から高齢者まで読みやすく分かりやすい紙面づくりをする。
- イ 町民の課題や意見を取込む。
- ウ 読者の興味のあるテーマや人気の高い記事を強化する。
- エ 継続的に改善に取り組む。

5月号の議会だよりは、全20ページで予算を中心とした紙面構成とする。

編集期間は3月24日以降の4日間程度とすることを決定した。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第18 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） 令和7年3月21日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 田原 賢司

#### 議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

#### 【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和7年2月20日（木） 午前9時開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場

- 3 出席委員 田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山 靖、宗重博之、  
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、  
藤井照憲、(高橋議長)

4 調査事項

(1) 議場音響設備等の運用について

議場音響設備等の運用において、画面表示・音響の調整等について確認し、  
ユーチューブ配信については、3月定例会で協議することとした。

(2) 議員報酬の見直しについて

人事院勧告に伴う改定について協議。県内9町議会の改定に伴い世羅町議  
会が下位となったことを確認し、3月定例会において協議決定することとし  
た。

(3) 議員研修について

認知症サポーター養成講座開催について協議し、開催を決定した。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和7年3月12日(水) 午前9時開議

- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

- 3 出席委員 田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山 靖、宗重博之、  
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、  
藤井照憲、(高橋議長)

4 調査事項

(1) 議会の個人情報の保護に関する条例及び同施行規程の一部改正について

世羅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については3月21  
日の本会議に発委として提案することに決定した。

(2) 議会傍聴規則の一部改正について

特に第7条・第8条の内容について協議を行った。

第8条では、傍聴人の守るべき事項として傍聴席に入るのにふさわしく  
ない方というものをどういったものかということを示威的な行為をされる  
ようなことや携帯電話端末、その他機器の音を発しないようにすることを守  
っていただくことを条件に現状に即した形に見直すものである。この示威的  
行為の内容について確認を行った。本定例会最終日の3月21日付施行とす  
ることに決定した。

(3) 議会電子採決並びに議会会議規則の一部改正について

電子採決での途中でトラブルあった場合や速やかな採決のあり方について協議した。電子採決は導入をすることを決定し、文言の整理、採決の取り方の途中の変更を再度調査し協議することとした。

(4) 議会 YouTube 配信について

ユーチューブ配信はケーブルテレビ未加入者や若年層向けコンテンツとしての確認。ライブ配信でのリスクや AI によるリアルタイム文字起こし(トレーサー)の誤変換の問題などを協議し、ライブ配信については6月定例会において再度協議することとした。

(5) 議員報酬の見直しについて

議員報酬については、2月の委員会に引続き協議した。県内の他町において議員報酬の引上げが行われていること、昨年の12月に人事院勧告による公務員の給与改定が行われていることにより、再度報酬の額の見直しを行い決定した。

県内の他町では、議員発議による改定をされているところがあるが、当議会では次の内容で報酬審議会にて審議いただくことを町長に再度依頼することとした。

役職名等	現行報酬月額	諮問頂きたい議員報酬月額 ※1 ( )内令和6年7月8日 時点※2	世羅町行政職給料表による級及び号給 ( )内令和6年 7月8日時点 ※ 2	備考
議長	314,000 円	360,100 円 (333,500 円)	6級16号給 (6級6号給)	現行報酬月額との差 46,100円増 (改定率14.7%)
副議長	258,000 円	309,800 円 (295,400 円)	5級1号給	現行報酬月額との差 51,800円増 (改定率20.0%)

委員長	246,000 円	297,600 円 (283,100 円)	4 級 8 号 給	現行報酬月額と の差 51,600 円増 (改定率 21.0%)
議員	241,000 円	287,300 円 (271,600 円)	4 級 1 号 給	現行報酬月額と の差 46,300 円増 (改定率 19.2%)

※ 1 世羅町行政職給料表による級及び号給は令和 7 年 3 月 12 日時点の額

※ 2 上表の ( ) 内は、令和 6 年 7 月 8 日付第 1 回諮問依頼時点

(6) 議員研修 (ビジネスチャットツール「ラインワークス」研修) について  
議員間の連絡・スケジュール管理等のツールとして研修を行った。

#### 5 その他

6 月定例会からタブレットの持込みを可能とすることを決定しました。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長 (高橋公時) 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 19 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第 129 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和7年 第1回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。

(起立・礼)

-----  
閉 会 10時53分